

募集要項等の変更箇所一覧

公共施設等運営権実施契約書（案）

No.	該当箇所			変更前	変更後	関連質問 No.
	頁	行	項目			
1	19	6	第 44 条（運営権 設定対象施設の契 約不適合責任）	<p>4 <u>前項の規定にかかわらず、運営権設定対象施設の建築請負業者等に対する契約不適合責任の請求期間（故意又は重大な過失によるものを除く。）の終期が前条（運営権設定対象施設等の引渡し）第 1 項の引渡しから 6 か月以内に到来するときは、第 1 項の契約不適合の取扱いについて JSC と運営権者が協議するものとする。</u></p> <p>5 運営権者は、JSC が契約不適合部分の修補を行うときは、これに協力しなければならない。</p>	<p>4 運営権者は、JSC が契約不適合部分の修補を行うときは、これに協力しなければならない。</p>	207 208 209 210 211 212
2	25	9	第 59 条（事業計 画（マスタープラ ン）の提出）	<p>4 運営権者は、事業計画（マスタープラン）について JSC に承認を得た（又は事業期間中に変更の承認を得た）ときは、速やかに JSC と協議の上、決定した公表事項を運営権者の <u>ホームページ</u> 上で公表し、事業期間中、公表を</p>	<p>4 運営権者は、事業計画（マスタープラン）について JSC に承認を得た（又は事業期間中に変更の承認を得た）ときは、速やかに JSC と協議の上、決定した公表事項を運営権者の <u>ウェブサイト</u> 上で公表し、事業期間</p>	239

				維持しなければならない。	中、公表を維持しなければならない。	
3	25	32	第 60 条（中期業務計画書の提出）	5 運営権者は、中期業務計画書（変更した場合には変更後の計画書）について JSC に承認を得た後、速やかに（ただし、運営開始予定日を含む事業年度から 3 事業年度目までの期間についての中期業務計画書については、運営開始日において又は同日後速やかに）その公表事項を運営権者の <u>ホームページ</u> 上で公表し、翌 5 事業年度にかかる中期業務計画書が提出されるまでの期間、公表を維持しなければならない。	5 運営権者は、中期業務計画書（変更した場合には変更後の計画書）について JSC に承認を得た後、速やかに（ただし、運営開始予定日を含む事業年度から 3 事業年度目までの期間についての中期業務計画書については、運営開始日において又は同日後速やかに）その公表事項を運営権者の <u>ウェブサイト</u> 上で公表し、翌 5 事業年度にかかる中期業務計画書が提出されるまでの期間、公表を維持しなければならない。	239
4	26	15	第 61 条（単年度業務計画書の提出）	5 運営権者は、単年度業務計画書（変更した場合には変更後の計画書）について JSC に承認を得た後、速やかに（ただし、運営開始予定日を含む事業年度についての単年度業務計画書については、運営開始日において又は同日後速やかに）その公表事項を運営権者の <u>ホームページ</u> 上で公表し、公表日を含む事業年度から 5 事業年度目（当	5 運営権者は、単年度業務計画書（変更した場合には変更後の計画書）について JSC に承認を得た後、速やかに（ただし、運営開始予定日を含む事業年度についての単年度業務計画書については、運営開始日において又は同日後速やかに）その公表事項を運営権者の <u>ウェブサイト</u> 上で公表し、公表日を含む事業年度か	239

				該事業年度を含む。)までの期間、公表を維持しなければならない。	ら5事業年度目(当該事業年度を含む。)までの期間、公表を維持しなければならない。	
5	別紙 2 5	12	(76)	(76) 「募集要項等」とは、募集要項並びにその添付書類及び補足資料(参考資料集を除く。)並びにJSCの <u>ホームページ</u> への掲載、その他適宜の方法により公表した質問回答その他これらに関してJSCが発出した書類(国立競技場運営事業等基本協定書(案)、国立競技場運営事業等公共施設等運営権実施契約書(案)及び国立競技場運営事業等要求水準書(案)を除く。なお、これらの書類につき修正があった場合は、修正後の記述による。)をいう。	(76) 「募集要項等」とは、募集要項並びにその添付書類及び補足資料(参考資料集を除く。)並びにJSCの <u>ウェブサイト</u> への掲載、その他適宜の方法により公表した質問回答その他これらに関してJSCが発出した書類(国立競技場運営事業等基本協定書(案)、国立競技場運営事業等公共施設等運営権実施契約書(案)及び国立競技場運営事業等要求水準書(案)を除く。なお、これらの書類につき修正があった場合は、修正後の記述による。)をいう。	239

業務要求水準書（案）

No.	該当箇所			変更前	変更後	関連質問 No.
	頁	行	項目			
1	－	14	添付資料9 3. ネーミング・ ライツの被付与資 格	<p>運営権者は、以下の①から⑨に該当する者に対して、ネーミング・ライツを付与してはならない。</p> <p>①～③（略）</p> <p>④ <u>貸金業法第2条第1項に規定する貸金業を営む者（銀行法第2条第1項に規定する者を除く。）</u></p> <p>⑤ <u>消費者金融、商品先物取引に関する者、たばこの製造又は販売業（電子たばこ等を含む。）、賭け事に係る業種に属する事業を行う者</u></p> <p>⑥ <u>公序良俗に反する事業を行う者</u></p> <p>⑦ <u>特定の政治、宗教又は思想等の活動を行う者</u></p> <p>⑧ <u>会社更生法に基づく更生手続の開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされている者</u></p> <p>⑨ <u>国税、地方税等を滞納している者</u></p>	<p>運営権者は、以下の①から⑧に該当する者に対して、ネーミング・ライツを付与してはならない。</p> <p>①～③（略）</p> <p>④ <u>消費者金融、たばこの製造又は販売業（電子たばこ等を含む。）、賭け事に係る業種に属する事業を行う者</u></p> <p>⑤ <u>公序良俗に反する事業を行う者</u></p> <p>⑥ <u>特定の政治、宗教又は思想等の活動を行う者</u></p> <p>⑦ <u>会社更生法に基づく更生手続の開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされている者</u></p> <p>⑧ <u>国税、地方税等を滞納している者</u></p>	490 ～495
2	－	2	添付資料9	運営権者（運営権者からネーミング・	運営権者（運営権者からネーミング・	490

			4. 名称の制限	<p>ライツの付与を受けた者を含む。)は、以下の①から⑪に該当する名称を付してはならない。</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ <u>貸金業法第2条に規定する貸金業に関するもの</u></p> <p>⑩ <u>詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの</u></p> <p>⑪ <u>たばこの広告や喫煙を促すもの</u></p>	<p>ライツの付与を受けた者を含む。)は、以下の①から⑩に該当する名称を付してはならない。</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ <u>詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの</u></p> <p>⑩ <u>たばこの広告や喫煙を促すもの</u></p>	～495
--	--	--	----------	--	--	------

優先交渉権者選定基準

No.	該当箇所			変更前	変更後	関連質問 No.
	頁	行	項目			
1	6	2	① 加点審査項目及び配点	配点案	配点	506
2	11	1	② 加点審査項目の評価方法	② 加点審査項目の評価方法 (<u>JSC</u> による運営に係る費用負担額等を除く。)	② 加点審査項目の評価方法 (<u>公的負担</u> を除く。)	515

提案書類の記載要領

No.	該当箇所			変更前	変更後	関連質問 No.
	頁	行	項目			
1	2	2	3. 参加表明書及び参加資格確認に	j. 【様式7】 応募企業又は代表企業等に必要な参加資格要件に関する誓約書	j. 【様式6】 応募企業又は代表企業等に必要な参加資格要件に関する誓約書	529

			係る提出資料			
2	6	2	①提案概要書及び事業提案書の共通事項	・各様式のサイズ及び枚数は、第1.5. の用紙サイズ・枚数を遵守すること。横書き <u>両面</u> とすること。	・各様式のサイズ及び枚数は、第1.5. の用紙サイズ・枚数を遵守すること。横書き <u>片面</u> とすること。	538
3	14	2	様式集一覧	<u>5.</u> 事業提案に係る提出資料 <u>6.</u> 参加辞退及び構成員の変更に係る提出資料	<u>4.</u> 事業提案に係る提出資料 <u>5.</u> 参加辞退及び構成員の変更に係る提出資料	546

提案書類の記載要領 様式集(Excel 一式)

No.	該当箇所			変更前	変更後	関連質問 No.
	頁	行	項目			
1	—	—	様式番号 H-1-② 「収益明細表」	—	※様式番号 H-1-②「収益明細表」を追加	536,553

(注) 該当箇所における行は、変更後の該当頁（ページ）の最上部から数えたものになります。（表、改行は含みません。）